参考様式第５－１号

南あ農振発第608号
令 和 8 年 10 月 30 日

農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長　守本　憲弘

市町村名 （市町村コード）	南あわじ市 （28224）
地域名 （地域内農業集落名）	榎列小榎列 （　榎列小榎列　）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月22日 （第2回）

注１:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注２:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

１　地域における農業の将来の在り方

（１）　地域農業の現状及び課題

当地域においては、水稲と露地野菜の複合経営を行っており、認定農業者をはじめとする担い手の数も比較的多く、現状では耕作放棄田は多く発生していない。一方で地区内の農地については基盤整備が行われていない農地も多く、効率的な農業が出来ていない経営体も多いことから今後、未整備田において耕作放棄田の増加が懸念されている。

（２）　地域における農業の将来の在り方

当地域においては、水稲とたまねぎ、レタス、白菜、キャベツの作付けを行っている。地域の農業者の所得向上に向けて、肥料価格が高騰している中、畜産堆肥の有効活用や機械の共同利用化、更に畝立同時施肥機などを導入して低コスト化を地域全体で進めていく。

農業従事者については、高齢化が進み、地区外の農業者が当地域の農地を借受けて耕作する面積が拡大しており、農地の集約化が一層困難になっている。

このため、農地の賃貸借ルールについても他地域や県内の事例を参考にしながら検討していく。

２　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（１）　地域の概要

区域内の農用地等面積		85.6 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	77.3 ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	0 ha

（２）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

区域内の農地とする。（区域は添付の図面のとおり）

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
年々、担い手の高齢化が進んでおり、規模拡大志向の農家も少ない中、地域内の農地の賃貸借についてルール化し、極力、隣接する耕作者に貸付けることを地域の農業者合意の下で進めていく。ルール化の際、賃貸料金についても統一化を図る。
（2）農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。
（3）基盤整備事業への取組方針
地域内の殆どは区画は長方形の農地であるが、旧飛行場跡であり、近代的な基盤整備については地域内では殆ど行われていない。未整備農地については、隣接する集落と一体的な基盤整備を行う必要があるため、地域を超えた話し合いが今後、必要となるが、関係者も多くなり困難である。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域の後継者の殆どは農業をやらないことが想定されており、地域内の親方農家の下で研修し、独立させて担い手を増加させる取り組みを行い、担い手の確保・育成を進めていく。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
土地利用型農業の担い手が増えてくれば、地域内の水稲作は全てそれら担い手に作業委託を行うなど、露地野菜の担い手が野菜に集中できる環境づくりを検討したい。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	☑	⑨耕畜連携	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②⑨　耕畜連携を地区内で推進し、畜産農家から供給される堆肥を活用して減肥料の取り組みを進めていく。
③　担い手不足が懸念される中、スマート農機の導入等により、農業の省力化および効率化を図っていく。
⑦　多面的機能支払制度などを活用しながら、畦畔の草刈りや水路掃除の管理など地元住民が少なくなってくる中で、地域が取り決めを共有する必要がある。